

地域を良くするプロジェクト

—福井市共同募金委員会 助成金公募要領—



福井市共同募金委員会では、わたしたちの地域や暮らしを少しでも良くしようと活動しているボランティアグループやNPO・市民団体を応援するため、共同募金を財源とする助成を公募で行っています。皆さまご活用ください。

1 助成対象団体

福井市内で活動する社会福祉法人や特定非営利活動法人、自治会等の地域団体及び福祉団体やボランティア団体

(※設立開始後、満1年を経過しない団体は対象外です。ただし、必要性が認められる場合にはこの限りではありません)

2 対象事業 (令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する事業)

地域や社会を良くする、豊かにする、元気づけるための地域福祉事業
ただし、以下のような事業は対象外とします。

- (1) 他の補助金との重複や公的補填のある事業
- (2) 政治、宗教、組合の運動の手段として行う事業、営利のために行う事業
- (3) 総会など団体の運営に要する経費や福祉を目的としない事業

※活動が福井市の区域を越えて行われる団体には、広域活動支援事業での助成があります。
お問い合わせは、福井県共同募金会 (22-1657) へ

3 対象外経費

- (1) 組織の運営や管理事務にかかる経費
- (2) 全国大会や研修会に参加するための経費
- (3) 飲食経費 (福祉サービス利用者に提供するものについてはこの限りではない)
- (4) 人件費
- (5) スタッフ、ボランティアにかかる交通費、宿泊費、謝金
- (6) ボランティア保険
- (7) 高額な講師謝金
- (8) 備品購入費の75%以上の経費
- (9) 広告に要する費用 (新聞掲載やテレビCM等)
- (10) 自己負担が半分に満たない交通費

4 募集期間

令和6年4月1日（月）～5月20日（月）

5 助成額

活動費 10万円以内（令和7年度に助成します）

6 審査方法

書面審査

7 助成申請書の入手方法

福井市共同募金委員会（福井市社会福祉協議会内）の窓口へお越しいただくか、福井市社会福祉協議会HP（<http://www.fukuic-shakyo.jp/>）からダウンロードしてください。

8 助成交付までの手順

令和6年4～5月 助成申請の受付 ⇒ 6月中旬～下旬 申請事業の審査 ⇒ 8月中旬 助成額内定 ⇒ 令和7年4月 助成額決定 ⇒ 令和7年6月 助成金交付

9 お問い合わせ先

福井市共同募金委員会（福井市社会福祉協議会内）

〒910-0018 福井市田原1丁目13-6 フェニックス・プラザ1階

TEL26-1853 eメール：info@fukuic-shakyo.jp